

上五島支所建設部管内ダム電気通信設備保守点検業務委託に関する競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年1月26日

長崎県五島振興局上五島支所長 山本 利文

1 競争入札に付する事項

業務番号 7債上ダム管第5号

業務名 上五島支所建設部管内ダム電気通信設備保守点検業務委託

履行場所 上五島支所建設部管内一円

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の日の前日において、3の(2)に関し1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示の日から落札決定までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）。
- (9) この告示の日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気通信工事業に係る建設業の許可を有すること。
- (2) 法第3条に規定する営業所のうち主たる営業所を長崎県内に有すること。
- (3) この告示の日において有効な長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載され、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了していない者で、名簿記載の電気通信工事の総合数値が650点以上であること。
- (4) 名簿記載の年間平均完成工事高において、電気通信工事の年間完成工事高を有し、かつ、電気通信工事と電気工事の年間完成工事高の合計が5千万円以上であること。

4 入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 3の(1)の建設業の許可
- イ 3の(2)の営業所の所在地
- ウ 3の(3)の総合数値
- エ 3の(4)の年間平均完工事高

5 資格審査申請の時期

この告示の日の翌日から令和8年2月9日（月）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 印鑑届（様式第3号）
- エ 委任状（様式第4号）（※権限を支社（店）長等に委任する場合）
- オ 電気通信工事業に係る法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請の日から落札決定の日までの間に有効なもの。）
- カ 総合評定値通知書の写し
 - a 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の資格審査を受けた者は直近の総合評定値通知書の写し
 - b a以外の者は提出不要とする。

(2) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等は、この告示の日から長崎県土木部ホームページにより入手すること。
長崎県土木部ホームページ <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(4) 申請書の提出場所及び提出方法

申請書類の提出については、5に示す期日までに以下の場所に持参又は郵送により提出すること。提出部数は2部（正本1部及び写し1部）とし、うち1部は受付後返却する。

郵送により申請書類の提出を行う場合、書留郵便（一般書留、簡易書留）に限るものとし、申請締め切り日である令和8年2月9日（月）午後5時までに必着とすること。返却用として返信用封筒（大きさは返信書類が入る封筒又はレターパックとし、表に申請者の住所、企業名称及び代表者等名を記載すること。）を同封することとし、入札参加希望者への返却は、着払い（郵送に係る費用は、入札参加希望者負担。）により行う。

また、申請書類（正本）と同一のデーターをPDF化し保存した電子媒体（CD）を同封すること。

長崎県五島振興局上五島支所総務課

住所 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2
電話 0959-42-1145
FAX 0959-42-2327

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により令和8年2月25日（水）までに通知（原則として郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は2の(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。